

矢巾町こども計画

概要版

1 計画策定の背景

国において令和5年4月、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

さらに、同年12月、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困対策の推進に関する法律（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正）に基づく3つのこどもに関する大綱を一元化し、3大綱が示す課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現をめざすべく「こども大綱」が策定されました。

町では、令和7年3月に「第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」を策定しておりますが、この計画を統合し、方向性を引き継ぎつつ、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づいた各種施策や新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力に推進するとともに、本町のこども施策の全体像がより一層分かりやすいものとなるよう、少子化対策やこどもの貧困解消対策、こども・若者育成支援等の施策を一体的に取りまとめた「矢巾町こども計画」を策定します。

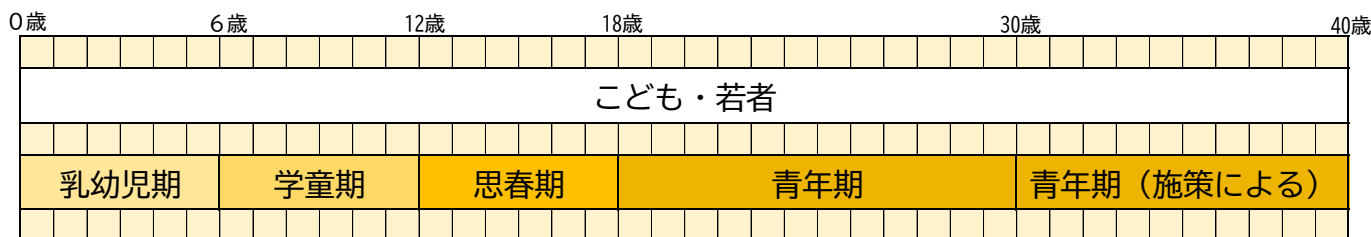
2 計画の期間

本計画の期間は、統合する「第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」の終期に合わせ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。なお、次期以降は5年間とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

3 計画の対象

本計画は、すべてのこどもと子育て当事者を主たる対象とします。

また、こども大綱では、「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生時代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってポスト青年期（おおむね40歳未満）も対象とする。）としており、「若者」は、「思春期」「青年期」の者としています。



4 基本理念

矢巾町こども計画 基本理念

こどもの未来をみんなで支え、こどもが安心して成長できる、ウェルビーイングが持続するまち やはば

「こどもの未来」「夢」「喜び」「こどもの成長」をみんなで支え、「こどもの尊重」と「安心して成長できる環境」を守り、一人ひとりのウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の持続を目指す町としての姿勢を打ち出しています。

5 施策分野・基本施策及び一部取組例

1. こども・若者の権利や尊厳を守る取組	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ・道徳教育、人権教育の充実 ・学校適応支援事業（適応支援員の配置） (2) こども・若者の自殺対策 ・ゲートキーパー養成講座 ・不登校やひきこもりへの対策と相談支援
2. こども・子育て家庭への支援の充実	(1) こども・子育て支援サービスの充実 ・妊婦等包括相談支援事業 ・産後ケア事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 (2) 教育・保育サービスの充実 ・私立保育園等運営費助成、整備費補助事業 (3) 地域における多様なネットワークの活用と充実 ・地域子育て支援拠点事業 ・コミュニティスクールの推進
3. 母性と乳幼児等の健康の確保と増進	(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 ・母子保健事業（マタニティひろば、産前産後サポート事業等） (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ・思春期保健教室 (3) 小児医療の充実 ・小児救急受入病院の確保 ・妊産婦健康診査 ・乳児一般健康診査
4. こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ・学校適応指導事業（町教育支援センター「こころの窓」） (2) こどもの健全な育成に係る環境の整備 ・ICT 環境等を活用した教育の推進 ・情報モラル教室
5. こどもや子育てのための安全・安心な生活環境の整備	(1) 良質な居住環境等の整備 ・住宅管理事業 ・都市公園事業 (2) 安全・安心な道路交通環境の整備 ・交通安全施設（通学路を含む。）の現況把握 ・道路維持管理事業 (3) こどもの交通安全確保・犯罪等の被害防止のための活動の推進 ・交通安全教室（教育）の実施 ・交通安全対策協議会
6. 子育て当事者の職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ・関係機関と連携した情報提供事業 ・男女共同参画推進事業
7. 要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進	(1) 児童虐待防止・ヤングケアラー対策の充実 ・地域子育て支援拠点事業 ・要保護児童対策地域協議会 (2) 障がい児施策の充実 ・発達相談 ・教育相談 ・園巡回相談事業 ・障害児福祉事業
8. 青年期のライフイベントを支える取組	(1) 就学・就労・結婚等の支援の充実 ・奨学金貸付事業 ・小、中、高、大学生向けインターンシップ事業
9. こどもの生活支援対策の推進	(1) 生活支援の推進 ・自立相談支援 ・子どもの学習、生活支援事業 (2) 経済的支援の推進 ・就学援助事業 ・奨学金貸付事業 ・子ども医療費助成事業 (3) ひとり親家庭の自立支援の推進 ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・児童扶養手当給付制度